

各 位

通関処理体制変更に係る申告の取扱いについて（留意点）

1. 輸出入申告のあて先及び申告書類の提出先について

（原則）あて先部門と申告書類の提出先は同一とし、下記のとおり必要に応じてあて先を変更願います。

6月30日までの申告（予備申告を含む。ただし、下記を除く。）

体制変更前の担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。

区分2以上の場合は、極力早期に、あて先部門に提出するよう、お願いいたします。

6月30日までに許可された区分1申告書類（1Y、G1）については、7月1日以降もあて先部門（体制変更前の担当部門）にて提出を受け付けます。

7月1日以降に本申告予定の6月30日までに行う予備申告

体制変更後の新担当部門をあて先とし、申告書類を同部門に提出願います。

7月1日以降の申告（予備申告を含む。）

体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。

6月30日までに申告事項登録を行っていた場合は、申告に際して、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

6月30日までに行われたBPに係るIBP申告

7月1日以降のIBP申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。この場合、IBP申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

6月30日までに行われた引取申告に係る特例申告

7月1日以降の特例申告は、体制変更後の新担当部門をあて先部門とし、申告書類を同部門に提出願います。特例申告に際しては、あて先部門を新担当部門に変更して下さい。

(例)

~ 6/30

7/1 (土) 00:00

7/1 ~

旧あて先					あて先変更	新あて先	提出先	
01 (22類)		IDC			×	-	1部門 1	
		IDC(予)	IDC(本)		×	-	1部門 1	
		IDC(予)		IDC(本)	予備申告時	02	2部門 2	
				IDC	IDC時	02	2部門	
				IDC(予)	IDC(本)	予備申告時	02	2部門
				IDC(引取)	IDE(特例)	IDC時	02	2部門
		BP		IBP	IBP時	02	2部門	
	IDC(引取)		IDE(特例)	IDE時	02	2部門 3		

- 1：区分2以上の申告書類は6月30日までにあて先部門「01」に提出
区分1の申告書類については、7月1日以降もあて先部門「01」に提出可
- 2：6月30日までの予備申告の時点で、あて先部門を「02」とし、申告書類も同部門に提出
- 3：引取・特例申告について、あて先及び提出先は、6月30日までは「01」、7月1日以降は「02」
(申告書類の提出は、会計検査院用など提出が必要な場合に限る。)

2. 修正申告及び更正請求について

6月30日までに輸入許可された申告に対する修正申告(事後調修正を含む。)及び更正請求は、体制変更後の担当分類に従った部門に行ってください。

3. 保留・事後審査について

6月30日の業務終了時点で、各部門で保留及び事後審査となっている申告については、体制変更後も当初申告のあて先部門が継続して担当します。(新担当部門には引き継ぎません。)

問合せ先

通関総括第5部門

03-3599-6318